

200724008B

厚生労働省科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

発達障害者支援のための 地域啓発プログラムの開発

課題番号 H17—障害—一般—012

平成17年度～平成19年度 総合研究報告書

平成20年(2008年)3月

主任研究者 堀江 まゆみ

目 次

I. 総合研究報告書

発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発

主任研究者 堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）

II. 分担研究および研究協力報告書

地域社会における知的障害・発達障害のある人のための「安全ネット」構築 に向けて …… p13

分担研究者 堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）
野沢和弘（毎日新聞社）

知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態および支援の課題—養 護学校在籍生徒および卒業後支援生徒における社会的トラブルの特徴と支 援の課題から …… p22

分担研究者 堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）
共同協力者 平井威、原智彦、深井敏行、市村たづ子
小笠原まち子、大沼健司（養護学校教員）
春口明朗（明治大学非常勤講師）
鈴木加奈子（司法書士）
関哉直人（弁護士）

発達障害者の消費者被害と消費生活支援および性虐待に関する実態調査お よび虐待事態における対応と留意に関する検討 …… p36

分担研究者 堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）
野沢和弘（毎日新聞社）

発達障害者の法的支援をめぐる …… p56

- 発達障害のある人に関する裁判における権利擁護の状況と課題
- 発達障害のある人の裁判でのセーフティネットについて
- 発達障害者の判例と解釈分析

分担研究者 堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）
野沢和弘（毎日新聞社）
大石剛一郎（弁護士）
研究協力者 関哉直人（弁護士）

自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する検討 …… p75

—医療機関における発達障害者の受診経験の実態調査および
医療受診支援の課題について

—本人および親など医療を受診する側における発達障害者の受診経験
の実態調査および医療受診支援の課題について

—発達障害者の医療受診支援のための理解啓発の視点
および受診支援のための診療ハンドブックの作成

分担研究者 大屋滋 (旭中央病院)

堀江まゆみ (白梅学園短期大学心理学科教授)

研究協力者 村松陽子 (よこはま発達クリニック)

伊藤政之 (日本大学障害歯科)

坂井聡 (香川大学教育学部)

I . 総合研究報告書

発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発

主任研究者 堀江まゆみ（白梅学園短期大学心理学科教授）

研究要旨：

地域で暮らす知的障害・発達障害のある人が犯罪被害や社会トラブルに巻き込まれる例が後をたたない。職場での暴力、性的被害、あるいは詐欺や悪質商法の被害など、さまざまな被害が報告されている。また、地域の一般医において自閉症や知的障害にある子どもや人たちが医療受診拒否を受け、健康や生命の危機にあう事例も多々報告されている。障害のある人たちの地域生活を安心して豊かなものにするためにも、被害やトラブルに巻き込まれずに、あるいは適切な医療受診が可能であるような安全に暮らせる仕組み作りが急務となっている。

そこで、発達障害者の地域支援や安全な暮らしの保障に向けた地域啓発プログラムの開発の研究と実施に向けたシステムの構築を検討した。特に医療関係者、法曹関係者の理解啓発およびトラブル対応の研究を進めるために、次の3つの分担研究を行った。①地域における発達障害のある人の各トラブルに関する実態調査および啓発研究（消費者被害検討および性的被害検討）、②発達障害のある人に関わる法的支援の実態と法曹関係者に向けた理解啓発研究（裁判におけるセーフティネットおよび発達障害者の判例百選検討）、③発達障害のある人の医療受診支援の実態調査および医療関係者に向けた理解啓発検討（発達障害者の医療受診支援の検討）、である。それぞれの課題において実態調査を行い得られた結果と事例をもとに理解啓発のための冊子および研修・ワークショッププログラムを作成した。これにより、発達障害者支援に向けた多面的な地域啓発プログラムを開発できるものと考えた。

【地域における発達障害のある人の各トラブルに関する実態調査および啓発研究（消費者被害検討および性的被害検討）】

分担研究者（堀江まゆみ、野沢和弘）は、こうした被害やトラブル、医療受診トラブルの実態とその背景を明らかにし、被害やトラブルに遭った場合にも適切な救済や介入ができる、あるいはトラブルを未然にふせぐための予防的アプローチのための地域啓発プログラムをさぐり、最終的には地域の安全ネット構築に向けた今後の活動と研究の課題について検討した。

研究協力者（平井威他）は、知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態と支援の特徴について調査し課題を探った。特に養護学校中・高等部在籍生徒および卒業後3年程度の地域生活を過ごす知的障害・発達障害のある人のトラブルの実態は支援にあたる担当教員や進路指導教員が把握していることが多い。支援に困難を抱えている事例を抽出して支援課題を明らかにした。また性トラブル、消費者トラブルを予防するための本人向けのワークショップについて実践方法の検討も行った。

さらに、各トラブル実態に関する検討を行った。まず社会的トラブルのうち、消費者被害の実態と支援の課題について調査により明らかにした。知的障害のある人の消費者被害は、国民生活センター（2003）が相談データベースのP I O—N E Tから特徴を報告しているが、本調査ではこれをもとに生活支援ワーカーを対象に調査しさらに詳しく被害背景に踏み込んで課題を明らかにした。消費者被害対応に関しては「被害を早期に気づくためのS O Sサイン」を含め予防救済のパンフを作成した。性被害加害、消費者被害、社会的トラブルに関し、本人へのエンパワメントワークショップを作成し各地で実施した。良好な質的評価を得、実際の被害救済にも関係した。

次に社会的トラブルのうち、性虐待に関してその実態と支援の課題について調査により明らかにした。知的障害・発達障害のある人の性虐待は、密室で起こることが多いため、虐待が起きたときにどう対応すればいいか、が問われる。「子どもを性被害・虐待から守るため」に必要な点として、①発見—こんな兆候があったら注意、②子どもが自分から言わない場合にはどうするか（ケアと真相解明）、③被害にあっているらしいと分かったら、まずどうすべきか、相談先は、証拠はどのように保全しておくか、などについて言及し今後の課題を指摘した。

【発達障害のある人に関わる法的支援の実態と法曹関係者に向けた理解啓発研究（裁判におけるセーフティネットおよび発達障害者の判例百選検討）】

分担研究者および研究協力者（大石剛一郎、野沢和弘、堀江まゆみ、関哉直人）は、まず発達障害のある人に関する裁判における権利擁護の状況と課題について弁護活動により得られた知見から課題について言及した。特に発達障害のある人の裁判でのセーフティネットについて述べた。

次に「発達障害者の判例百選の検討」について、知的障害および発達障害に関する判例を各判例データベースや協力弁護士から収集し20判例について分析を行った。判例は、養護学校体罰訴訟、施設における虐待や安全配慮義務、逸失利益、契約における意思能力、刑事事件における被害者供述の信用性、などに及んだ。

【発達障害のある人の医療受診支援の実態調査および医療関係者に向けた理解啓発検討（発達障害者の医療受診支援の検討）】

分担研究者および研究協力者（大屋滋、村松陽子、堀江まゆみ、伊藤政之、坂井聡）は、自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する理解啓発プログラムを開発するために基礎調査を実施した。初年度は、地域の一般医を含めた医療機関における発達障害者の受診経験の実態調査および医療受診支援の課題について検討した。地域の一般医が自閉症児や知的障害児を理解し受診可能のするための課題を明らかにした。

この結果をもとに、「発達障害者の医療受診支援の検討」について「自閉症児者の医療機関受診の実態—本人および親などの受診者側の調査」を自閉症スペクトラム児者の家族および本人1541名（回答数374、回収率24%）に行い、医療機関受診にお

ける対応の19項目の分析を行った。情報知識の不足(40事例)のほかに診療態度(137事例)、環境配慮(待ち時間等)、診察方法の工夫(コミュニケーション方法等)に改善の余地が認められた。これをもとに医療受診場面における発達障害に特有の工夫を、各科(小児科内科、耳鼻科、眼科、検査、歯科、緊急、入院)の特徴にあわせて検討を行った。具体的な受診方法や絵カードなどの教材を含め「発達障害のある人の診療ハンドブック」の作成を進めた。さらに、「自閉症児者の医療機関受診の実態—医療機関側のニーズ調査および、本人および親などの受診者側の調査」を行った結果、医療機関側では情報知識の不足(40事例)のほかに診療態度(137事例)、環境配慮(待ち時間等)、診察方法の工夫(コミュニケーション方法等)に改善の余地が認められた。また、受診者側では環境や感覚・こだわりへの配慮、特性に合わせた説明やコミュニケーションに配慮してほしい、という項目の要望が多かったことが明らかになった。そこでこれらの結果をもとに、医療受診場面における発達障害に特有の工夫を、各科(小児科内科、耳鼻科、眼科、検査、歯科、緊急、入院)の特徴にあわせて検討を行い、具体的な受診方法や絵カードなどの教材を含め「発達障害のある人の診療ハンドブック」を作成し、全国の医療機関、親の会などに配布した。

分担研究者

野沢和弘 毎日新聞社
大石剛一郎 弁護士
大屋滋 旭中央病院副院長

A. 研究目的

地域で暮らす知的障害・発達障害のある人が犯罪被害や社会トラブルに巻き込まれる例が後をたたない。職場での暴力、性的被害、あるいは詐欺や悪質商法の被害など、さまざまな被害が報告されている。また、地域の一般医において自閉症や知的障害にある子どもや人たちが医療受診拒否を受け、健康や生命の危機にあう事例も多々報告されている。障害のある人たちの地域生活を安心して豊かなものにするためにも、被害やトラブルに巻き込まれずに、あるいは適切な医療受診が可能であるような安全に暮らせる仕組み作りが急務と

なっている。そこで、発達障害者の地域支援や安全な暮らしの保障に向けた地域啓発プログラムの開発の研究と実施に向けたシステムの構築を検討することを目的とした。

【分担研究1：地域における発達障害のある人の各トラブルに関する実態調査および啓発研究(消費者被害検討および性的被害検討)】

発達障害のある人が地域で巻き込まれる被害やトラブル、特に、消費者トラブルや性的トラブルについて実態とその背景を明らかにし、被害やトラブルに遭った場合にも適切な救済や介入ができる、あるいはトラブルを未然にふせぐための予防的アプローチのための地域啓発プログラムをさぐり、地域の安全ネット構築に向けた今後の活動と研究の課題について検討することを目的とした。

【分担研究2：発達障害のある人に関わる法的支援の実態と法曹関係者に向けた理解啓発研究（裁判におけるセーフティネットおよび発達障害者の判例百選検討）】

発達障害のある人に関する裁判における権利擁護の状況と課題について弁護活動により得られた知見から課題について検討し、特に発達障害のある人の裁判でのセーフティネットや判例に見られる特徴を明らかにすることを目的とした。

また、知的障害および発達障害に関わる事件がマスコミを通じて報道され、弁護士等の法曹関係者だけでなく、福祉支援者あるいは一般市民においてもその扱いには注目が寄せられている。しかし事件が裁判においてどのように扱われるのか、あるいは裁判官による知的障害・発達障害事件の判決はいかなる視点から下されるのか、についての先行研究はほとんどない。発達障害者が関わる事件の判例での特徴を明らかにすることを目的とした。

【分担研究3：発達障害のある人の医療受診支援の実態調査および医療関係者に向けた理解啓発検討（発達障害者の医療受診支援の検討）】

自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する理解啓発プログラムを開発するために基礎調査を実施し、地域の一般医を含めた医療機関における発達障害者の受診経験の実態調査および医療受診支援の課題について明らかにたうえで、地域の一般医が自閉症児や知的障害児を理解し受診可能のための教材やプログラムを開発することを目的とした。

B. 研究方法

【分担研究1：地域における発達障害のある人の各トラブルに関する実態調査および啓発研究（消費者被害検討および性的被害検）】

知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態と支援の特徴について調査し課題を探るために、養護学校中・高等部在籍生徒および卒業後3年程度の地域生活を過ごす知的障害・発達障害のある人のトラブルの実態は支援にあたる担当教員や進路指導教員が把握していることが多い。このために学校が直面する社会トラブルの実態を検討するために全国の知的障害養護学校に対し調査を行った

（養護学校573校配布、250校回答、回収率43%。2003年実施）。主に中・高等部の生徒が登下校時や地域等で出会うトラブルや卒業生が遭遇した被害・加害に対し、学校や教員が行った対応や解決過程について回答を得た。事例から支援に困難を抱えている事例を抽出して支援課題を明らかにした

【分担研究2：発達障害のある人に関わる法的支援の実態と法曹関係者に向けた理解啓発研究（裁判におけるセーフティネットおよび発達障害者の判例百選検討）】

知的障害・発達障害に関わる判例のみを集めたデータベースはまだない。そこで、関連する判例の収集には通常法曹関係者が利用する一般的な判例データベースを用いて、知的障害・発達障害に関する判例を検索した。加えて全国各地の協力弁護士からも任意に収集して、以下の20判例を分析対象とした。判例は、養護学校体罰訴訟、施設における虐待や安全配慮義務、逸失利益、契約における意思能力、刑事事件における被害者供述の信用性、などに及んだ。それぞれの判例について解説

を加え判例集を作成した。

【分担研究3：発達障害のある人の医療受診支援の実態調査および医療関係者に向けた理解啓発検討（発達障害者の医療受診支援の検討）】

自閉症児者の医療機関受診の実態—本人および親などの受診者側の調査」を自閉症スペクトラム児者の家族および本人1541名（回答数374、回収率24%）に行い、医療機関受診における対応の19項目の分析を行った。アンケート調査用紙は郵送もしくは手渡し、回答用紙を返送または直接回収する方式でアンケート調査を施行した。医療側の調査対象は①K市小児科医会会員、②A病院勤務医、③自閉症児者を家族に持つ医師・歯科医師の協力者であった。配布数および回答数は、結果の中で示した。

C. 研究結果と考察

【分担研究1：地域における発達障害のある人の各トラブルに関する実態調査および啓発研究（消費者被害検討および性的被害検討）】

学校における児童生徒および卒業生の支援をめぐって、教員は多くのトラブル支援を行っていたことが明らかであった。特に性トラブル、消費者トラブルが多く、中には重篤な被害を受けている児童生徒等が多くいることも明らかであった。

さらに、各トラブル実態に関する検討を行った。まず社会的トラブルのうち、消費者被害の実態と支援の課題について調査により明らかにした。知的障害のある人の消費者被害は、国民生活センター（2003）が相談データベー

スのP I O—N E Tから特徴を報告しているが、本調査ではこれをもとに生活支援ワーカーを対象に調査しさらに詳しく被害背景に踏み込んで課題を明らかにした。消費者被害対応に関しては「被害を早期に気づくためのS O Sサイン」を含め予防救済のパンフを作成した。性被害加害、消費者被害、社会的トラブルに関し、本人へのエンパワメントワークショップを作成し各地で実施した。良好な質的評価を得、実際の被害救済にも関係した。さらに社会的トラブルのうち、性虐待に関してその実態と支援の課題について調査により明らかにした。知的障害・発達障害のある人の性虐待は、密室で起こることが多いため、虐待が起きたときにどう対応すればいいか、が問われる。「子どもを性被害・虐待から守るため」に必要な点として、①発見—こんな兆候があったら注意、②子どもが自分から言わない場合にはどうするか（ケアと真相解明）、③被害にあっているらしいと分かったら、まずどうすべきか、相談先は、証拠はどのように保全しておくか、などについて言及し今後の課題を指摘した。

【分担研究2：発達障害のある人に関わる法的支援の実態と法曹関係者に向けた理解啓発研究（裁判におけるセーフティネットおよび発達障害者の判例百選検討）】

知的障害・発達障害に関わる判例のみを集めたところ、全国各地の協力弁護士からも任意に収集して、以下の20判例を分析対象とした。民事に関わるもの16判例、刑事に関わるもの3判例、少年事件に関わるもの1判例であった。判例は、養護学校体罰訴訟、施設における虐待や安全配慮義務、逸失利益、契約における意思能力、刑事事件における被害者供述の信用性、などに及んだ。分析の方法は各

判例について、「事実の概要」「判旨」「解釈—法律家の立場から」のまとめと分析を行った。

知的障害・発達障害に関わる判例として分析された判例は以下であった。＜民事＞1 供述の信用性①—名古屋市立南養護学校体罰訴訟、2 施設における経済的虐待—札幌育成園事件、3 施設虐待と行政責任—札幌育成園事件、4 施設の搜索義務—千葉地判H11.3.29、5 施設の安全配慮義務①—大島事件、6 施設の安全配慮義務②—七生福祉園事件、7 教育現場における配慮—給食事件、8 使用者の安全配慮義務①—小西縫製工場事件、9 使用者の安全配慮義務②—Aサプライ事件、10 法定雇用率—東京地判H15.5.16、11 福祉施策の欠缺と転換—てんかん保護帽訴訟、12 逸失利益—東京高判H6.11.29、13 家族の逸失利益—大阪地判H10.7.24、14 契約における意思能力—福岡高判H16.7.21、15 訴訟委任能力—福島地判S38.11.17、16 成年後見（本人の同意能力）—札幌高判H13.5.30、＜刑事＞17 刑事事件における被害者供述の信用性①—名古屋高判H16.1.27、18 刑事事件における被害者供述の信用性②—熊谷事件、19 無理心中事案における情状—名古屋高判S10.10.1、＜少年＞20 少年の処遇—釧路家北見支判H15.7.14

【分担研究3：発達障害のある人の医療受診支援の実態調査および医療関係者に向けた理解啓発検討（発達障害者の医療受診支援検討）】

「発達障害者の医療受診支援の検討」について「自閉症児者の医療機関受診の実態—本人

および親などの受診者側の調査」を自閉症スペクトラム児者の家族および本人1541名（回答数374、回収率24%）に行い、医療機関受診における対応の19項目の分析を行った。情報知識の不足（40事例）のほかに診療態度（137事例）、環境配慮（待ち時間等）、診察方法の工夫（コミュニケーション方法等）に改善の余地が認められた。これをもとに医療受診場面における発達障害に特有の工夫を、各科（小児科内科、耳鼻科、眼科、検査、歯科、緊急、入院）の特徴にあわせて検討を行った。具体的な受診方法や絵カードなどの教材を含め「発達障害のある人の診療ハンドブック」の作成を進めた。

さらに、「自閉症児者の医療機関受診の実態—医療機関側のニーズ調査および、本人および親などの受診者側の調査」を行った結果、医療機関側では情報知識の不足（40事例）のほかに診療態度（137事例）、環境配慮（待ち時間等）、診察方法の工夫（コミュニケーション方法等）に改善の余地が認められた。また、受診者側では環境や感覚・こだわりへの配慮、特性に合わせた説明やコミュニケーションに配慮してほしい、という項目の要望が多かったことが明らかになった。そこでこれらの結果をもとに、医療受診場面における発達障害に特有の工夫を、各科（小児科内科、耳鼻科、眼科、検査、歯科、緊急、入院）の特徴にあわせて検討を行い、具体的な受診方法や絵カードなどの教材を含め「発達障害のある人の診療ハンドブック」を作成し、全国の医療機関、親の会などに配布した。

Ⅱ. 分担研究および 研究協力者報告書

地域社会における知的障害・発達障害のある人のための「安全ネット」 構築に向けて

堀江まゆみ
白梅学園短期大学心理学科教授

野沢和弘
毎日新聞社

1. 研究目的

知的障害・発達障害のある人が地域社会で生活することが多くなってきた。知的障害のある彼らが地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスの充実と同時に「安全な暮らし」の保障がなされなければならない。そもそも地域社会というのは一様に安全であるとは限らない。一般市民にとってもなんらかのリスクが存在する。ましてや、知的障害のある彼らが犯罪巻き込まれあるいは狙われ、被害にあってしまう事例は枚挙にいとまがない。職場での暴力、性的被害、あるいは詐欺や悪質商法の被害など、さまざまな被害が報告されている。多くの犯罪被害は親や教員や福祉支援者の目の届かない、地域のあちこちで起こりうる。彼らを被害から守るためには、親や関係者の支援だけでは十分ではないのである。

加えて、知的障害のある彼らが地域で近隣住民と接する機会が増えるにつれて、彼らの行動への無理解を背景に社会的トラブルに遭遇するリスクも大きくなってきた。こうした場合、多くの障害者や親は自分で自分を守るすべを持たず、泣き寝入りしてしまうことも残念ながら少なくない。今後一層の地域生活支援を推進するためにも、「安全な暮らし」の仕組み作りは急務となっている。こうした現状を背景にして、筆者らは過去5年にわたり、知的障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれずに安心して暮らせるためのセーフティネット構築について研究をしてきた。この経過の中で、彼らが多種のトラブルに巻き込まれている実態を明らかにし、その解決方法および被害にあった場合に早期に救済できる方法や未然に防ぐための予防的なアプローチについて検討を行ったが、その結果、地域で起こる多くのトラブル解決を実際に解決し救済するには、親、福祉、教育関係者だけではなく、むしろ、一般社会の中に存在する安全の社会資源や一般市民が有効に関与してくれることが重要であることに気づかされた。本報告では地域における「安全ネット」構築に向けて実践的課題を明らかにすることを目的とした。

2 知的障害・発達障害のある人の犯罪被害やトラブルの実態

1) 被害やトラブル実態の顕在化に向けて

知的障害・発達障害（以下、発達障害とする）のある人が地域社会で安全に暮らすための仕組みを考えるにあたっては、彼らの遭遇している被害やトラブル

の実態および発生する背景について十分把握しなければならない。しかし実際には、発達障害者が被害にあってもそれを周りに訴えられずに表面化せず事実が埋もれてしまう場合も少なくない。

なぜ彼らが被害を訴えられないのか。発達障害者やその家族が置かれている状況について、野沢（2002）は知的障害者虐待事件の取材経験を含めて5つの要因をあげて説明している。①一つに、知的障害ゆえに記憶や感情をうまく表現できないために重大な犯罪被害にあってもそれを第三者にうまく伝えられないこと、②また、自分が受けている事実が犯罪被害であるという認識が持てないことや、③過去の失敗経験から権利主張がしにくく無力感を身に着けてしまっていること、④あるいは、身近な人が加害者であることが少なからずあること、⑤訴え出ても警察や弁護士や行政機関がどう対処していいかわからないために放置されてしまいがちであり、ゆえに被害が埋もれてしまうという。知的障害者の家族も同様な状況にあることが多く、被害にあっても泣き寝入りせざるを得ない背景が複相に存在している。

被害が「ない」ところには対策は立たない。被害救済や予防的アプローチを検討するうえでも、こうした埋もれた被害を掘り起こし様々な社会の目が注目するところに顕在化していくことが、まずは重要な作業になってくる。そこで我々は、地域で暮らす発達障害のある人の被害やトラブルの実態をいくつかの視点から調査し、その背景と課題をさぐってみることにした。

2) 警察関連の被害やトラブル事例に見る課題

まずは、発達障害のある人と警察との関わりに注目した。重篤な犯罪被害やトラブルからの救済には警察の理解ある対応が重要であるからである。表1は発達障害のある人が警察と関わった際の被害やトラブル事例である（堀江ら、表1）。調査は親の会の機関誌を通して記名式で行ったため回答事例数は多くなかったが、この中で彼らが被害やトラブルに巻き込まれる事態の背景やいくつかの課題を見ることが出来た。

最も多かった回答は「捜索願を警察に出した時」であった。彼らが行方不明になることは犯罪リスクに接近することにもつながり早急な対応が必要となるが、警察が早期に対策をとってくれたことに安堵した親が多かった（回答中78%）。この場合の多くの警察官は発達障害者の行動の特徴や親の心理を十分理解しており、親にとって警察がセーフティネットとなっていることを確認した。

しかし一方で、事例1,2に見るように、警察官や近所の市民が知的障害や自閉症の特徴を理解していれば起こらなかったであろうトラブル事態も起きていた。この後各地でも同様の調査を行ったが、「駅のホームでびよんびよん跳ねていたら」「早朝、いつものように公園を歩いて会社へと歩いていたら」「人をじ

っと見ているクセがある人がそれだけで」、地域住民や駅員に通報され、不審者と間違われたという例があちこちで起こっていた。これは警察官や市民に発達障害のある人の特異的な行動に対する不安感や理解不足から生じるものである。事例に見る親の経験の中にも「疑ってかかっていた警察官に十分説明したら理解してもらえ、その後の本人とのコミュニケーションや対応が改善した」とある。安全のための仕組みやネットワークを考えると、警察官はもとより街の中で隣り合う身近な市民も安全さを分ける重要なキーパソンであった。無理解を生じさせているのは我々親や教育・福祉の関係者が地域住民を含めて彼らの障害を伝えきれていなかったことの現れである、ととらえる方が建設的であろう。ここに一つの課題が見えた。

2) 学校における社会的トラブルおよびその解決

発達障害のある人の被害実態を顕在化させるための調査は、福祉支援者および教員の視点からも行ってきた。特に、学校が直面する社会トラブルの実態を検討するために全国の知的障害養護学校に対し調査を行った（養護学校573校配布、250校回答、回収率43%。2003年実施）。主に中・高等部の生徒が登下校時や地域等で出会うトラブルや卒業生が遭遇した被害・加害に対し、学校や教員が行った対応や解決過程について回答を得た。結果を図1に示す。ここでの回答数はトラブル発生率ではなく、教員が支援した経験のある事例あるいは困難であった事例の割合を示している。詳細は別稿で報告するが、本結果での示唆をいくつか指摘する。教員が支援していたトラブルで最も多かったのが社会的逸脱行動であった。「万引き・物を取る」（51%）「電車などにいたずらをする」（24%）「無銭飲食等」（17%）となるが、「大声を出した」など、近隣の住民に行動の意味を誤解されてトラブルになった例も含まれていた。性的トラブルには性被害および性加害の事例が半数ずつ挙げられ、恐喝や消費者被害など金銭トラブルも卒業生を中心に起きていたが、多くはトラブル相手との話し合いであり地域住民の理解を得ることで解決が図られていたのが特徴であった。教員からはトラブルを頻回に繰り返してしまう（いわゆるリピーター）の生徒等への支援のあり方が課題としてあげられていた。生徒等自身が被害・加害に対し自分をどう守りどうコントロールするかの問題である。

3. セーフティネット構築に向けて一地域社会に向けたソーシャルアプローチの試み

以上のように、知的障害・発達障害のある人の被害やトラブル実態調査から浮かび上がってきたのが、①被害やトラブルが発生するにおいても解決するにおいても、警察や地域住民が知的障害のある人に対して適切な理解があること

が重要であること、および②被害やトラブルを最小にするためにも、知的障害のある子どもや人自身が自分で自分を守るための支援が求められている、ということであった。

そこで、地域社会における安全の仕組みを考える上で、まずは警察官に知的障害を理解してもらいながら連携関係を作るための実践的取り組みを開始した（以下は知的障害を主な対象とした）。

1) 「警察官に知的障害を理解してもらうために」—警察プロジェクト

①「知的障害のある人を理解するために」ハンドブック（知的障害ハンドブック）作成

まず警察官向けのハンドブックを警察庁と連携して作成した。内容は知的障害の権利擁護に視点をあてたものであり、どんな被害にあっているのか、なぜ被害を訴えられないのか、街の中でこんなことがあったらどう対応するかについて端的に解説してある。これを全国の警察署や交番、派出所2万6千か所に警察庁経由で配布した。

札幌、東京、大阪3地域でモデル事業を実施—北海道警、警視庁、大阪府警3地区においてセーフティネット構築モデル事業を実施し親や福祉支援者、教員および協力員が中心となり地元警察と連携のあり方を検討した。まず取り組んだのが地域の交番の警察官との連携である。あらためてハンドブックを持参し顔の見える関係を模索した。

③地元警察署生活安全課との勉強会および連絡会の実施

知的障害のある人の事案を担当する地元警察生活安全課刑事と勉強会を実施し、身近で起こりがちな犯罪被害の実態や予防や解決のための対処や連携のあり方を話し合った。行方不明になったときや被害にあったときに親がすべき対応などを確認した。

④警察学校などで警察官向けの「知的障害にある人を理解するために」講座実施

警察学校講習会で親や支援者が講師になり、知的障害のある人とのコミュニケーションの取り方などについて解説した（奈良県警、千葉県警、茨城県警、藤沢警察署など）。

⑤知的障害のある人と警察官との交流

本人が警察官と直接向き合いや防犯講習会やワークショップ（千葉県市川署など）を実施した。本人にとっては被害に遭ったときにどう警察に相談するか、セルフアドボカシーの経験であり警察官にとっては知的障害のある人とのコミュニケーションを体験した。

以上のような警察官との連携活動を通して相互の関係が変化してきた事例が報告されるようになった。

事例3. ある警察署管内では知的障害者が不審者と間違われ市民から通報があったが、現場にかけつけた警察官が「知的障害ハンドブック」を市民に見せながら彼が不審者ではないことを市民に説明してくれた

事例4. 警察学校で「知的障害を理解するために」講座を受講した警察官は、「今まで知的障害のある人と会話がうまくとれず威圧的になることが多かったが、会話の工夫をしてみたいと思った」という。

こうした取り組みがどのような効果をもたらすかは今後の事例をさらに収集していくが、被害やトラブルが起きる前にこうした対応の諸準備をしていくことが、早期の救済や齟齬からくる2次的被害を要望してくれることは確かであろう。

2) 社会資源をつなぐセーフティネットへの発展—各地の取り組み

このように、警察官から始まった地域のセーフティネット構築は地域の安全資源である消防・救急隊員、交通機関従事者へと広がった。トラブルから早期に救済するためにも、安全の社会資源である様々な機関が適切な理解のもと対応してくれることは重要である。加えて、こうした人々が知的障害のある人・子どもを「地域住民の一員である」と認識し受容してくれることにより、トラブルを未然に防止したり犯罪被害の予防が可能になることにもあわせて気づかされた。つまり「地域に知的障害者の味方を作る」である。理解のある警察や市民が地域の中に点在し生活の中で知的障害の彼らを見守る。地域住民を巻き込んだゆるやかな権利擁護ネットワークである。親や教育・福祉関係者がなすべきことは、知的障害者の被害を直接救済する役割というよりも、警察官や市民に対して、知的障害のある人の特徴を適切に理解してもらうための代弁者の役割であった。警察や市民に安全のキーパーソンとして機能してもらうための「橋渡し」であり「種をまく作業」である。

その後も親たちのユニークな発想によってさまざまな安全のキーパーソンがネットに参加しはじめた。地域で知的障害のある彼らにもっと平易に関わり安全に関与してくれる社会資源への広がりである。商店街やコンビニの店員への社会的理解を求める活動（コンビニプロジェクト）、近所の一般医にかかりつけ医としての役割を期待する活動（かかりつけ医療プロジェクト）、駅員やバスの運転手などの交通従事者への活動（ぽっぽやプロジェクト）、地域の小学校教員や児童に対する理解啓発活動などがそれである。

4. 「安全」ネットの構造と地域づくり—権利擁護およびセキュリティ概念から

では、地域の安全のためのネット構築とは何に対するアプローチであるのか、

その構造と構築に向けた地域づくりについて2つの視点から整理してみた。

1) 権利擁護の3層構造とセーフティネット

まず、権利擁護の三層構造からセーフティネットの意味を考えてみた。いわゆるセルフ・アドボカシー、インディビジュアル・アドボカシー、システム・アドボカシーである。セルフ・アドボカシーとは、知的障害のある人自身が自分で自分を守ることであり、これが権利擁護の基本であると考えられている。インディビジュアル・アドボカシーは個人あるいは個人の被害や権利侵害に対し比較的身近な立場で救済に入ることができる存在であり、親や兄弟、教師や福祉関係者、近所の人々の代弁活動を指す。システム・アドボカシーは裁判や成年後見制度のような組織としての権利擁護を指す。

我々が取り組んだ「地域社会におけるセーフティネット構築」は、このうち、セルフ・アドボカシーおよびインディビジュアル・アドボカシーに注目した活動であるといえる。

警察官や地域住民はインディビジュアル・アドボカシーの存在である。知的障害のある人が被害にあったときに真っ先に救済してくれるのは、親や支援者だけでなく地域で隣に暮らす近所のおばさん、コンビニの店員さん、交番の警察官などである。こうした人たちが知的障害のある人の行動を理解し、適宜、対応してくれることが重要な救済機関となる。その地域においてインディビジュアル・アドボカシーの層が厚いこと、つまり知的障害のある人たちを適切に理解してくれる社会資源が地域に十分存在することが、権利擁護構造としても地域のセーフティネットとしても実は重要なことなのである。

今後は、知的障害者自らが被害にあったときに自分でおかしさを感じ解決しようとするようなセルフ・アドボカシーへの支援を検討していかなければならない。彼らが街の中のインディビジュアル・アドボカシーを支える人と直接つながることが本来のセーフティネットであると考ええる。

2) セキュリティポリシーから見た安全のための地域づくり

また、セキュリティコンサルティングの立場から防犯環境設計とセキュリティについて言及している甘利(2004)の視点からも安全な地域作りを見てみた。彼はセキュリティを実現するための4要件として①管理区画の明確化、②正当なエージェントの区別、③選択的進入の許可、④緊急対応準備をあげ、安全を管理する区域を明確に設定し時に城壁で囲いそこに入ってくる不当なエージェント(泥棒など)を見分けること(①+②)がセキュリティの原点であり、それらを区域に入ることの許可しない仕組みを作りもし進入したときには早急に検知し対応する(排除、無力化など)体制をもっておくこと(③+④)を合わせてセキュリティシステムだと説明する。この考え方から防犯環境設計も説明

されるが、特に興味深いのは、①領域性の明示が（つまり「ここは管理された安全な空間なんだ」と周囲にアピールすること）、結果としてこの地域に住む住民の帰属意識を向上させ地域コミュニティ形成を促進することにつながるとし、加えて、②自然監視性の確保（つまり領域内の隅々まで見通しを良くすること）により不当な事態である被害やトラブルが周囲の目に触れることになるのが重要だとしている点である。つまり、防犯とは要塞を作ってそこに囲いこむことでなしえるのではなく、周囲の目がきちんと働くコミュニティが成立していることが大事でありこれが地域の安全が確立するための前提であるという。要塞に囲ったとしても侵害者は新たな手で侵害を繰り返し、被害はどんどん暗闇に追いやられる。むしろ、被害の実態を日の下にさらし市民の目がいつも届く場所にリスクをおいておくことがセキュリティであり、昔の社会の治安がよかったのはコミュニティが機能し周囲の目が強化されているからであると指摘する。先に筆者が述べた被害を顕在化することが必要であり、地域住民などのインディビジュアル・アドボカシーの層が知的障害者の特性を理解し被害実態を知ることが重要だとした点が、セキュリティ検討においても支持された。

5. セルフ・アドボカシー支援とセーフティネット構築

犯罪被害やトラブル予防として最終的に重要な点は、知的障害・発達障害のある人自身が自分で自分を守るセルフ・アドボカシーであると考え。最初に述べたように、知的障害・発達障害のある人の犯罪被害は彼ら自身が被害を訴えにくい状況にあるため（野沢、2002）多くが表面化されず埋もれてしまいがちである。その結果、救済の対策が後手になり重篤な被害になることも少なくない。そこでセーフティネット構築においては、セルフ・アドボカシー支援を本人向けのワークショップとして取りくんできた。

以下は消費者ワークショップの一例である。ワークショップを経験することで被害を未然に防げるスキルを十分に学習できるとは限らない。むしろ、被害の一部をロールプレイで体験し、支援者や第三者あるいはピアどうしで被害の実態を語り合う中で、「だまされる」という被害認識を自己覚知しおかしいと思う感覚を共有することや、被害やトラブルにあってしまったときにそれぞれが信頼できる相談窓口は誰かを確認しておくことが有効であると考え。被害やトラブルを失敗でなく、地域生活においてだれもが経験し乗り越えるそれぞれの生活課題ととらえることで、被害を内在化させることを防ぎたいと考えている。こうしたワークショップは現在養護学校や作業所などで実施されている。今後、本人にとってワークショップ経験がどのような意味をもち、その後の生活にどのような効果を持つのかについて、量的質的な評価を導入しながら検討を試みたい。ワークショップには親や支援者のほかに、消費生活センターの相

談員や近所の市民もいっしょに参加する。親や支援者にとっても、地域で起きている消費者被害の実態を知り解決のための知識と方略を得る機会となる。またワークショップに参加した関係機関が相互に連携を模索する場となり、本人を中心においたセーフティネット構築の一步を踏むことにもつながるからである。

6. まとめにかえて

筆者らは数年にわたり、このような「安全ネット」構築のための実践を各地で進めてきたが、この活動や研究を通して得られたことは実は被害やトラブルから知的障害者を守る仕組みだけではなかった。むしろ、ネット構築の中心となった親たちが生き生きとエンパワされていく過程に目を見張るものがあった。今まで泣き寝入りしがちであった自らの被害やトラブルの実態や背景を自分の言葉で警察等の機関に説明し対等に会話をする中で、親自身が社会化されるのかもしれない。また、セーフティネットの意義を理解し向き合ってくれた一般市民や地域社会は、今後、知的障害者だけでなく老人や子どもたちなどの痛みにも気づくことだろう。結果地域全体が社会的弱者に優しい街になることを期待したい。

文献

- 1) 堀江まゆみ他 (2002) 地域で暮らす知的障害のある人の警察との関わり事態に関する調査. 「地域生活における障害のある人のためのセーフティネット構築およびセルフ・アドボカシー支援 (厚生労働科学研究障害保健福祉総合研究平成13年度事業報告書)」, p28-p53.
- 2) 堀江まゆみ他 (2002) 地域生活における知的障害のある子・人の「安全」と権利擁護. 「虐待はいま・・・ (社会福祉・医療事業団 (子育て支援基金) 助成研究報告書)」, p15-p46.
- 3) 堀江まゆみ (2002) 「知的障害のある人を理解するために」ハンドブックを全国の警察に配布!. ノーマライゼーション障害者の福祉, 第22巻第4号, p47-49.
- 4) 野沢和弘・堀江まゆみ (2002) 知的障害のある人を理解するために (1) ~ (3). 警察時報 5~7月号,
- 5) 甘利康文 (2004) セキュリティの基本的な考え方とその実現方法について. セコム株式会社IS 研究所セキュリティコンサルティンググループ.
- 6) 堀江まゆみ (2004) 知的障害のある人の消費者被害と消費生活の支援一生活支援ワーカー調査から一. さぼーと, 51 (3), p44-p53.
- 7) 佐藤彰一・名川勝・堀江まゆみ (2005) : 知的障害者の消費生活トラブル一

その実態と法的・生活支援のあり方ー. 国民生活研究, 44(4), 37-59.